|  |
| --- |
| 添付１ |

ソウル特別市公告第2015－1679号

ソウル特別市外国人住民代表者会議の代表者募集公告

ソウル特別市では、外国人住民と関連した政策諮問、提案、審議などを通じて市政にご参加される外国人住民を『外国人住民代表者』として選定し、『ソウル特別市外国人住民代表者会議』を運営したく、以下のように対象者の申込を受け付けます。

2015年9月

**ソウル特別市長**

**１．受付期間：**2015年10月14日(水) ~ 10月20日(火)

**２．申込方法 ：**郵便またはE-mail

**３．募集人数：**約45名

**４．申込資格**

①公告日前日基準で、韓国入国1年以上が経過し、且つ、ソウル滞在日数が90日を超過した18歳以上の外国住民であること

②18歳以上の外国人住民10人以上から推薦されていること(推薦者署名必要)

※外国人住民：ソウル特別市内に90日を超過して居住している外国人及び韓国籍を取得した者、その子女を指す。

(ソウル特別市外国人住民及び多文化家族支援条例第2条1号)

**５．外国人住民代表者会議の主な機能**

①外国人住民の人権及び文化の多様性の向上、生活環境の改善、能力向上など外国人住民政策に関する諮問、提案、審議

②外国人住民に関する政策の推進事項の検討等

**６．代表者の任期：** **3年**

**７．解嘱の事由：** 代表者本人の申し出、疾患、他市道への転出、長期不在など、職務を随行するにあたって不適当だと判断される場合

**８．提出書類**

①申込書1部：基本事項,主な経歴等をハングルで詳細に記載

②推薦状1部：外国人10人以から推薦されていること(連帯署名必要)

③写真1部：3㎝×4㎝サイズ

**９．申込書の受付**

①受付担当部署：ソウル市庁外国人多文化担当官(外国人住民人権チーム)

②申込方法： 郵便またはE-mail

-送付先：ソウル特別市中区世宗大路110　ソウル市庁９階外国人多文化担当官(郵便番号04524)

-E-mail：[imhere07@seoul.go.kr](mailto:imhere07@seoul.go.kr)

-お問合せ：2133-5077 (FAX 2133-0730)

※ 郵便受付は、受付最終日の17:00到着分まで有効とする

③注意事項：申込書類は、指定書式に全項目を記入して提出する。虚偽での申込者については、代表者に委嘱された場合であっても解嘱の事由に該当する。

**10．対象者の審査及び選定**

①ソウル特別市では、出入国外国人政策本部、高等裁判所、警察庁を通じて申込者の申請資格、欠格事由などに該当するかについて確認

②「代表者選定委員会」審査を通じて、対象者を審査し、最終的に選定

③代表者選定の結果は2015年11月上旬にホームページに掲載し、個別にお知らせする予定

**11．その他**

①申込書及びその他の書式は、ソウル特別市ホームページ「ニュース(告示・公告)」にてダウンロード可能

<http://spp.seoul.go.kr/main/news/news_notice.jsp>

②会議参加の際は、手当を支給

③選定された代表者は、11月中予定の共同研修に参加する必要があり、委嘱状の授与式は、12月18日(金)「外国人住民代表者会議」の一部行事としてソウル市庁で開催予定

④提出書類は一切返却不可とし、その他詳細事項は、外国人多文化担当官(担当：ヤン・ギョンウン、☎2133-5077)まで問い合わせ

|  |
| --- |
| 添付２ |

|  |
| --- |
| **外国人住民代表者会議の代表者募集要項** |

**１．募集人数：約45名**

**２．申込資格**

①公告日基準で、韓国入国1年以上が経過し、且つ、ソウル滞在日数が90日を超過した18歳以上の外国住民であること

②18歳以上の外国人住民10人以上から推薦されていること(推薦者署名必要)

**３．欠格事由**

次の各号のいずれかに該当する者は、代表者として選定できない。

①成年被後見人[[1]](#footnote-2)、被限定後見人[[2]](#footnote-3)若しくは破産宣告後復権されていない者

②禁錮以上の実刑を宣告され、その執行が終了(執行が終了すると見込まれる場合を含む)、又は、執行が免除された日から2年が経過していない者

③禁錮以上の刑の執行猶予宣告を受け、その猶予期間中にある者

④罰金形の宣告を受けてから2年が経過していない者

**４．活動分野**

①選定された代表者は、外国人住民代表者会議において、外国人住民の代表者として3年間活動することになり、会議参加の際は、所定の手当てが支給される。

②外国人住民代表者会議は、年2回の全体会議と年4回の分科委員会会議で運営され、必要に応じて臨時会も開催する。

③外国人住民代表者会議の効率的な運営のために、代表者は人権・多様性、生活環境改善、能力強化など3つの分科委員会のうちひとつの分科委員会で活動することになる。

※ ＜添付２-１＞ 分科委員会の活動分野を参考

　④分科委員会は、15人前後で構成され、地域世論を聴取し、重要な案件を協議した後、代表者会議に上程する案件を決める。

**５．選定手続き**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 募集公告 |  | 申込受付 |  | 1次審査 |  | 2次審査 |  | 選定対象者の発表 |  | 代表者会議の発足 |
| ∘公告日より30日間 | ∘申込期間7日間 | ∘申込者資格審査 | ∘代表者選定委員会による審査 | ∘約45名 | ∘事前ワークショップの実施(11月中) |
| ‘15.9.14~10.13 | ‘15.10.14~10.20 | ‘15.10.21~10.23 | ‘15.10.26~11.2 | ‘15.11.6(予定) | ‘15.12.18. |

①1次審査：申込者の住所、ソウル特別市居住期間、年齢、欠格事由など資格条件に該当するかを確認

②2次審査：代表者選定委員会を通じて、国籍・大陸別の配分などの審査基準によって最終対象者を選定

③選定対象者の発表：ソウル特別市、ソウルグローバルセンターなどのホームページにて公示

**６．申込受付**

①受付期間：2015年10月14日(水)～10月20日(火)

②受付担当部署：ソウル市庁外国人多文化担当官(外国人住民人権チーム)

③提出書類：申込書、推薦状、写真

④申込方法： 郵便またはE-mail

　- 送付先：ソウル特別市中区世宗大路110　ソウル市庁９階外国人多文化担当官(郵便番号04524)

　- E-mail：[imhere07@seoul.go.kr](mailto:imhere07@seoul.go.kr)

※ 郵便受付は、受付最終日の17:00到着分まで有効とする

⑤外国人多文化担当官(担当者：ヤン･ギョンウン)：2133-5077 (FAX :2133-0730)

|  |
| --- |
| 添付2-1 |

|  |
| --- |
| **分科委員会の主な活動分野** |

|  |  |
| --- | --- |
| **分科委員会** | **主な事業内容** |
| **人権・多様性**  **分科委員会** | **1)人権保護の強化：**外国人住民シェルターの運営、危機に陥った国際結婚家族(多文化家族)のセイフティーネットの構築、外国人住民の人権強化プログラムの運営等  **２)多文化に対する認識改善：**公務員等を対象にした多文化教育、多文化社会の認識改善キャンペーン、教室で行う多文化理解教育の推進等  **３)人権増進の基盤づくり：**外国人住民人権相談窓口の運営強化等  **４）参加拡大：**外国人住民代表者会議の運営、ソウルタウンミーティングの開催、外国人住民のソウル生活サポーターの運営等  **５)文化多様性の増進：**国際統合文化院の設置、世界人の日フェスティバル開催、外国人コミュニティ文化行事の支援等  **６)多文化向け社会の造成：** グローバルコンサートの開催、外国人フリーマーケットの開催、外国人ボランティア団の運営等 |
| **生活環境改善**  **分科委員会** | **１）外国人住民支援のための施設及びサービスの改善：**新規外国人住民の支援施設の設置、既存の外国人多文化施設の運営活性化、センターホームページの運営、外国人住民向け賃貸住宅支援等  **２）責任と義務の両立：** 外国人住民自主防犯隊の運営、外国人住民市民教室の運営、税金納付教育等  **３)　成果共有の基盤づくり：** 民間の財源確保のためのタスクフォースチームの運営 |
| **能力強化**  **分科委員会** | **１)外国人住民の自立力の支援：**韓国語教育の実施、結婚移民女性の就職・起業支援、中国同胞の自立力強化の支援、中国同胞の官民協議体の運営等  **２)外国人住民の経済活動支援：**就職博の開催、ビジネス現場クリニックの運営、外国人起業博の開催、スタートアップ・インキュベーションオフィスの運営、外国人起業学校の運営等  **３）外国人住民の生涯教育支援：**外国人留学生のグローバルインターンシップ運営、中途入国子女支援、受験生子女の進学指導 |

1. 成年被後見人は、疾病、障害、高齢、その他事由による精神的制約で、事務を処理する能力が持続的に欠如されており、家庭裁判所から成年後見開始の審判を受けた者を指す。(民法第9条) [↑](#footnote-ref-2)
2. 被限定後見人は、疾病、障害、高齢、その他事由による精神的制約で、事務を処理する能力が不足し、家庭裁判所から限定後見開始の審判を受けた者を指す。(民法第12条) [↑](#footnote-ref-3)